

(和文)

非居住者外貨預金規定

株式会社 佐賀銀行

1. この預金取引は「外国為替及び外国貿易法」その他の法律に基づいて処理いたします。
2. この預金の預入れおよび払出しに関してはこの規定によるほか、当行所定の手続きによるものとします。また、この預金に関する他の約定または規定がある時は、この規定がそれらに優先するものとします。
3. この預金から当該通貨による現金の払出しは、当行の都合により応じられないことがあります。
4. この預金の利息は当行所定の利率、計算方法により、所定の時期に計算してお払い致します。
5. この預金を通じて行われる取引に伴う手数料、預金残高振替に伴う手数料その他諸利息、諸費用については当行所定の利率により取引の都度お支払いいただくか、所定の時期に預金残高より引落とすか、または元本から差引きます。
6. この預金残高を他の銀行もしくは、他の支店へ振替える場合、または異種通貨間の振替の場合には、当行所定の手続きにより行います。
7. 当行所定の払戻請求書および諸届用紙に使用する署名または印鑑は、あらかじめ当行にお届けください。
8. 署名または押印済の払戻請求書、お届けの印章、通帳、証書などを失われたとき、改印もしくは転居などのとき、または居住性の変更など取引に影響ある事項に変更があったときは当行にお申出になって所定の手続きをお取りください。
このお届け以前に生じた事故により損害が発生しましても当行はその責を負いません。
9. 払戻請求書および諸届書類面の署名または印影を、あらかじめお届けの署名または印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、署名または印章の偽造、盗用その他によりどのような損害が生じましても、当行はその責を負いません。
10. 譲渡、質入れの禁止
 - (1) この預金および証書(通帳)は、譲渡または質入れする事はできません。
 - (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合は、当行所定の書式により行います。
11. 反社会的勢力との取引拒絶、解約等
反社会的勢力との取引拒絶、解約等については、外貨普通預金規定または外貨定期預金規定の条項に従うものとします。
12. 取引の制限等については、外貨普通預金規定または外貨定期預金規定の条項に従うものとします。
13. 成年後見人等の届出
成年後見人等の届出については、外貨普通預金規定または外貨定期預金規定に従うものとします。
14. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

外 84500◎
(2020. 4. 1 改定)